



柳井市農業用機械等整備費支援事業

～農業の省力化・効率化をサポートします！～



目的

農業者の減少・高齢化が進む中、持続可能な農業を目指して、省力化・効率化のための農業用機械導入や施設整備を支援します！

補助対象者

市内で農地を管理・耕作、または畜産業を営む個人・法人で、市税滞納がない方

【次の要件のいずれかを満たす方】

- | | |
|--------------------|----------------------------|
| ① 認定農業者 | ② 認定新規就農者 |
| ③ 経営耕地面積 30a 以上 | ④ 露地野菜 15a 以上／施設野菜 3.5a 以上 |
| ⑤ 果樹 10a 以上 | ⑥ 露地花き 10a 以上／施設花き 2.5a 以上 |
| ⑦ 肥育牛・繁殖牛 1 頭以上 | ⑧ 採卵鶏 150 羽以上 |
| ⑨ 前年の農業販売額 50 万円以上 | |

補助率・限度額

- 補助率：1 点あたり税抜 10 万円以上の購入または施設整備費の 1/3(千円未満切捨て)
- 限度額：認定農業者・認定新規就農者 … 20 万円
：その他要件該当者(③～⑨) … 10 万円

受付期間・申請方法

【受付期間】

- 令和 7 年 9 月 16 日(火)～ 予算上限に達し次第終了 ※先着順・書類完備が条件

【申請方法】

- 申請書に必要書類を添えて、農林水産課へ提出してください(郵送・FAX・メール等不可)。
※市 HP からダウンロードも可能！
- 機械購入や施設整備の前に申請し、交付決定を受ける必要があります！
※1 年度に 1 回のみ申請可能

補助対象経費

【農業用機械】

- トラクター／田植機／コンバイン／乾燥機／畑作用作業機／自走式草刈機／その他農業・畜産用機械
※トラック・肩掛刈払機・パソコンなど農業用途以外でも汎用性が高いものは対象外
※【中古可】2 年以上の耐用年数＋整備保証付き

【農業用施設の整備】

- ビニールハウス、畜舎施設など
※耐用年数 5 年以上(中古は 2 年以上)
※車庫等は対象外

注意事項

- 利用区域・保管場所・施設はすべて市内であること
- 国・他団体・市の他補助金との併用不可
- 施行状況の調査・資料提出等にご協力ください
- 収支・関係書類は 5 年間保存

お問い合わせ

柳井市農林水産課 TEL:0820-22-2111

